

国民健康保険一部負担金の減免制度について

倉敷市の国民健康保険には、医療費の一部負担金（自己負担額）の減免制度があります。
以下の要件に該当し、生活困難の認定を受けると、一部負担金が減免されます。

<減免の要件>

(1) 次の①から③のいずれにも該当する場合

- ① 災害により生活が困難となった世帯、事業の休廃止・失業等により収入が著しく減少した世帯、又は以上に類する事由があった世帯
- ② 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- ③ 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額（以下「生活保護基準」という。）以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の 3 か月以下である世帯

(2) (1) ①に該当し、過去 3 か月間における平均収入（仕送り等を含む。）から、生活保護基準を差し引いた額が、一部負担金に満たない場合

ただし、利用し得る資産等がある場合には、生活実態等を考慮して認定するもの
とします。

<減免の割合>

(1) の場合には、一部負担金の支払を免除とします。

(2) の場合には、一部負担金の 4 割減額、8 割減額、又は免除とします。

<減免の期間>

1 か月単位の更新制で 3 か月までを標準とします。

※くわしくは国民健康保険課給付係までお問い合わせください。